石川警察署(自転車対策重点地区:路線図)



- 〇 選定理由
 - 通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。
- 普通自転車の通行方法について 自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている 場合は、左側の通行帯を走行しましょう。
- ヘルメットを被りましょう。 令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。 万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう!

令和6年中に石川警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

			死傷者数		うちヘルメット				事故時のヘルメット着用率	
					着	用	非着用		令和6年	令和5年
Ī	小 学	生	0	人	0	人	0	人	-	-
	中学	生	0	人	0	人	0	人	-	-
	高校	生	0	人	0	人	0	人	-	0%
ſ	_	般	0	人	0	人	0	人	-	-
	高齢	者	1	人	1	人	0	人	100%	_
	合	計	1	人	1	人	0	人	100%	0%

~自転車安全利用五則~

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用